

亀山市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第5号

亀山市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀山市事務分掌規則（平成30年亀山市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表健康福祉部の部長寿健康課の款健康づくりグループの項中（7）を削り、（8）を（7）とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。